## 生駒市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の振興を目的として、一般財団法人自治総合センター(以下「センター」という。)が実施するコミュニティ助成事業として採択を受けた事業に対し、予算の範囲内において生駒市コミュニティ助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、生駒市補助金等交付規則(平成20年規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、センターが定める各年度のコミュニティ 助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定める一般コミュニティ助成 事業及びコミュニティセンター助成事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、実施要綱に定める助成事業の実施主体であって、センターが各年度のコミュニティ助成として採択した事業を実施する者とする。ただし、コミュニティセンター助成事業の補助対象者は、地方自治法第260条の2第1項に定める認可を受けた地縁による団体とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、実施 要綱に規定する助成対象経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長がこの補助金の交付目的に合致しないと認める 経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づきセンターが助成を決定した額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、生駒市コミュニティ助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。また、交付申請に際しては、センターが定めるコミュニティ助成事業留意事項を遵守するものとする。

(補助金の交付決定等)

- 第7条 市長は前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付の決定をし、生駒市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、この補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付すことができる。
- 3 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の 交付の決定をしないことができる。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 4 市長は、補助金の交付をすることが適当でないと認めるときは、速やかにその 旨を生駒市コミュニティ助成事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により 申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の補助金交付の決定を受けた補助対象者は、補助金の交付申請 を取り下げようとするときは、遅滞なくその理由を記載した書面を市長に提出し なければならない。

(補助対象事業計画の変更等)

第9条 補助対象者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えて、生駒市コミュニティ助成事業補助金補助事業変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、当該事業の完了の日から起算して30日以内に、生駒市コミュニティ助成事業補助金補助事業実績報告書(様式第5号)(以下「実績報告書」という。)に、事業報告書、収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助対象者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、 その報告の内容が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市 コミュニティ助成事業補助金確定通知書(様式第6号)(以下「確定通知書」と いう。)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条に規定する確定通知書を受けた補助対象者は、補助金の交付の受けようとするときは、生駒市コミュニティ助成事業補助金交付請求書(様式第7号) (以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、補助対象者からの前条に規定する請求書の提出があったときは、 当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (4) 法令等又は法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 第7条第3項の各号に掲げる者に該当することが判明したとき。
- (6) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業 の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を 定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命 ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
  - (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
  - (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて 定めるもの

(書類の整備及び保管)

第17条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助対象事業の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとき は、補助対象者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。 (雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号

生駒市コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年度における生駒市コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり 関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助申請事業の内容
  - (1) 事業の概要
  - (2) 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
  - (3) 実施場所
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様

#### 生駒市長

#### 生駒市コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった生駒市コミュニティ助成事業補助金について、下記の とおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

- 1 この補助の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費は、生駒市コミュニティ助成事 業補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。
- 2 補助の交付条件
  - (1) 補助金の対象となる設備・備品・施設等をコミュニティ活動以外の活動に使用しないこと。
  - (2) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長の承認を受けること。
    - ① 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
    - ② 補助事業の内容の変更をする場合
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
  - (4) 補助事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

文件番号 年 月

日

様

### 生駒市長

# 生駒市コミュニティ助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった生駒市コミュニティ助成事業補助金について、生駒市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

年 月 日

生駒市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号

生駒市コミュニティ助成事業補助金補助事業変更届

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった生駒市コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり内容の変更がありましたので届け出ます。

記

変更の概要
変更の理由
変更後の補助対象経費の合計 円

生駒市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号

生駒市コミュニティ助成事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金決定通知があった補助対象事業について、下 記のとおり実施したので、生駒市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第10条の規定によ り、その実績を報告します。

記

- (1) 補助対象事業に係る収支決算書
- (2) 管理運営規程
- (3) 補助対象事業の整備に要した費用を証する書類
- (4) 補助金で整備した設備・備品・施設等の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類等

文件番号

年 月 日

様

生駒市長

生駒市コミュニティ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した生駒市コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

生駒市長 様

申請者 所在地 団体名 代表者氏名 電話番号

生駒市コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定の通知を受けた生駒市コミュニティ助成事業補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 <u>金</u> 円
- 2 請 求 金 額 <u>金</u> 円
- 3 振 込 口 座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通(総合) ・ 当座	預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		